

**埼玉純真短期大学**  
**進級・卒業判定および実習審査におけるGPA得点の**  
**取扱いに関する申し合わせ**

**（目的）**

第1条 埼玉純真短期大学（以下本学という。）学則第33条および第34条に基づく進級・卒業の判定および実習資格審査におけるGPAの取扱いに関する申し合わせとする。

**（会議と判定）**

第2条 定期試験（追・再試験含む）が実施された後、教務委員会で審議した結果に基づき、教授会で単位の認定と進級・卒業を判定する。

2. （単位認定）前期・後期定期試験の本学履修規程第13条の受験資格を満たす者が、定期試験を受けて合格点（60点以上）を満たした場合、及び、それぞれの試験の後実施される追・再試験において合格と認められた場合に単位を認定する。
3. （進級判定）本学こども学科規則第5条の規定により、1年次における修得単位数が20単位に満たない場合は、1年次留年とし、2年次開講の授業科目を受講できないため、1年次留年扱いとする。
4. （GPA得点）修得単位数が20単位を満たしている場合であっても、GPAの得点が1.5未満の場合は審議対象とし、2年次履修が困難と判定された場合は1年次留年扱いとする。
5. （卒業判定）卒業の要件は、埼玉純真短期大学学則第34条における卒業要件を満たした者とする。ただし、これを満たしている場合でも、在学中のGPAの得点が1.5未満の場合は審議対象とする。
6. （実習資格審査）実習資格審査については、本学実習資格審査基準に基づくが、実習審査直前のGPAの得点が1.5未満の場合は審議対象とする。

**（通知）**

第3条 成績の通知は、本学履修規程細則第15条の3により学生と保護者に通知する。

**（附則）**

この申し合わせは平成30年4月1日から施行する。